

令和 7 年 6 月 9 日

令和 7 年

第 2 回 大 分 市 議 会 定 例 会 議 案

大 分 市

議案番号	題名
議第 73 号	大分市市民行政センター条例等の一部改正について
議第 74 号	大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
議第 75 号	大分市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
議第 76 号	大分市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議第 77 号	大分市税条例等の一部改正について
議第 78 号	大分市障害者自立支援協議会条例の一部改正について
議第 79 号	大分いこいの道広場条例の一部改正について
議第 80 号	大分市医療扶助審議会条例の廃止について
議第 81 号	市有財産の処分について
議第 82 号	工事請負契約の締結について（大分市立荏隈小学校屋内運動場長寿命化改修工事）
議第 83 号	工事請負契約の締結について（大分市立別保小学校屋内運動場長寿命化改修工事）
議第 84 号	市道路線の認定について
報第 9 号	専決処分した事件の承認について （大分市税条例の一部改正について）
報第 10 号	専決処分した事件の承認について （大分市国民健康保険税条例の一部改正について）

議第 73 号

大分市市民行政センター条例等の一部改正について

大分市市民行政センター条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月9日 提出

大分市長 足立 信也

大分市市民行政センター条例等の一部を改正する条例

(大分市市民行政センター条例の一部改正)

第1条 大分市市民行政センター条例(平成17年大分市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第10条第3号及び第13条第1号中「き損する」を「毀損する」に改める。

第14条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第5条関係)

センターの名称	施設名	使用料	備考
大分市鶴崎市民 行政センター	多目的ルーム	1時間につき 470円	使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。
	会議室1	1時間につき 320円	
	会議室2	1時間につき 250円	
大分市植田市民 行政センター	多目的ルーム	1時間につき 450円	
	会議室1	1時間につき 360円	
	会議室2	1時間につき 280円	

(大分市市民センター条例の一部改正)

第2条 大分市市民センター条例(平成20年大分市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第10条第3号及び第13条第1号中「き損する」を「毀損する」に改め

る。

第14条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表中

「

1時間につき 420円
----------------

」を

「

1時間につき 260円
----------------

」に、

「

1 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。
2 冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき120円を加算する。

」を

「

使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。
---

」に改

める。

(ホルトホール大分条例の一部改正)

第3条 ホルトホール大分条例(平成23年大分市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第10条第3号及び第13条第1号中「き損する」を「毀損する」に改め

る。

第14条中「き損し」を「毀損し」に改める。

第34条各号列記以外の部分中「すべて」を「全て」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

施設名	区分	使用時間	使用料					摘要	
			午前	午後	夜間	全日	延長		
			9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 22:00	9:00 ~ 22:00	12:00 ~13:00 17:00 ~18:00		
市民ホール	大ホール (ホワイエ付き)	平日	入場料等を徴収しない場合	39,360円	52,390円	62,900円	131,500円	13,160円	<p>1 大ホール又は小ホールを、仕込み、リハーサル又は撤去のために使用する場合は、左記使用料の額の半額とする。</p> <p>2 祝日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。</p> <p>3 入場料等とは、入場料、会費、会場整理費等の入場することに関し徴収される入場の対価その他これらに類するものをいい、その額に段階を設定している場合は、最高額をもって入場料等の額とする。</p> <p>4 大ホール又は小ホールを午前若しくは午後の時間帯の後又は午後若しくは夜間の時間帯の前において使用時間を延長して使用する場合は、延長の欄の金額（仕込み、リハーサル又は撤去のために使用時間を延長して使用する場合にあっては、その半額）を加算する。ただし、午前及び午後又は午後及び夜間の時間帯に連続して使用する場合は、これらの間の時間帯に係る延長の欄の金額は、加算しない。</p> <p>5 大ホール又は小ホールを午前の時間帯の前又は夜間の時間帯の後（全日の時間帯で使用する場合における当該時間帯の前後を含む。次項において同じ。）において使用時間を延長（30分以内の延長に限る。）して使用する場合（仕込み、リハーサル又は撤去のために使用時間を延長して使用する場合を除く。）は、延長の欄に掲げる額に相当する額を加算する。</p> <p>6 大ホール又は小ホールを午前の時間帯の前又は夜間の時間帯の後において、仕込み、リハーサル又は撤去のために使用時間を延長して使用する場合（前項の規定による加算をする場合にあっては、午前の時間帯の前又は夜間の時間帯の後の1時間を超える時間帯において、仕込み、リハーサル又は撤去のために使用時間を延長して使用する場合は、1時間（使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。）につき、延長の欄に掲げる額の半額に相当する額を加算する。</p> <p>7 楽屋、ホワイエ（単独使用）又はスタジオを使用する場合において、使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。</p>
		入場料等 1円以上1,000円以下	56,180円	74,920円	89,850円	187,820円	18,730円		
		入場料等 1,001円以上2,000円以下	78,720円	104,920円	125,790円	263,000円	26,200円		
		入場料等 2,001円以上3,000円以下	89,850円	119,850円	143,770円	300,460円	29,990円		
		入場料等 3,001円以上	101,130円	134,920円	161,750円	338,050円	33,660円		
	土曜、日曜、祝日	入場料等を徴収しない場合	47,210円	62,900円	75,430円	157,820円	15,690円		
		入場料等 1円以上1,000円以下	67,460円	89,850円	107,830円	225,400円	22,530円		
		入場料等 1,001円以上2,000円以下	94,410円	125,790円	150,980円	315,520円	31,510円		
		入場料等 2,001円以上3,000円以下	107,950円	143,770円	172,500円	360,700円	35,940円		
		入場料等 3,001円以上	121,370円	161,750円	194,150円	405,760円	40,490円		
	第1楽屋		1時間につき750円						
	第2楽屋、第3楽屋		1時間につき370円						
	第4楽屋、第5楽屋		1時間につき250円						
	ホワイエ（単独使用）		1時間につき5,800円						
小ホール	平日	入場料等を徴収しない場合	8,240円	10,950円	13,140円	27,560円	2,700円		
		入場料等 1円以上1,000円以下	11,710円	15,710円	18,800円	39,270円	3,860円		
		入場料等 1,001円以上2,000円以下	16,360円	22,010円	26,270円	54,980円	5,400円		
		入場料等 2,001円以上3,000円以下	18,800円	25,110円	30,130円	62,840円	6,300円		
		入場料等 3,001円以上	21,110円	28,330円	33,860円	70,690円	7,080円		
	土曜、日曜、祝日	入場料等を徴収しない場合	9,780円	13,140円	15,840円	32,970円	3,220円		
		入場料等 1円以上1,000円以下	14,030円	18,800円	22,530円	47,130円	4,630円		
		入場料等 1,001円以上2,000円以下	19,700円	26,270円	31,550円	65,940円	6,560円		
		入場料等 2,001円以上3,000円以下	22,410円	30,130円	36,050円	75,460円	7,470円		

	入場料等 3,001円以上	25,230円	33,860円	40,560円	84,870円	8,370円	る。	
	第6楽屋、第7楽屋	1時間につき250円						
	スタジオA	1時間につき630円						
	スタジオB	1時間につき310円						
	スタジオC	1時間につき220円						
障がい者福祉センター 福祉交流ひろば 大分市総合社会福祉保健センター	ウォーキングプール	障害者	無料					<p>1 障害者とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>(2) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>(4) 前3号に掲げる者とその障害の程度が同程度であると市長が認める者</p> <p>(5) その他市長が適当と認める者</p> <p>2 高齢者とは、本市に住所を有する65歳以上の者をいう。</p> <p>3 大人とは、高校生等以外の者（福祉交流ひろばを使用する場合にあっては、障害者、高齢者及び高校生等以外の者）をいう。</p> <p>4 高校生等とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>5 第1項及び第2項に定める者並びに前項に定める者のうち本市に住所を有するものには、その介護人、介助者、同伴する保護者等を含む。</p> <p>6 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。</p> <p>7 福祉交流ひろばをスポーツ、レクリエーションで全面又は2分の1面を使用する場合において、本市に住所を有しない高校生等及び大人が同時に使用する場合の使用料は、使用する人数の半数以上が本市に住所を有しない高校生等である場合に限り、本市に住所を有しない高校生等が使用する場合の使用料とする。</p> <p>8 福祉交流ひろばをスポーツ、レクリエーション以外で全面使用する場合において、高校生等及び大人が同時に使用する場合の使用料は、使用する人数の半数以上が高校生等である場合に限り、高校生等が使用する場合の使用料とする。</p>
		個人使用	一般利用者	大人	1回につき160円			
				高校生等	1回につき80円			
			回数券（11枚つづり）	大人	1,600円			
			高校生等	800円				
	スポーツ、レクリエーションでの全面使用	障害者、高齢者及び本市に住所を有する高校生等	無料					
			大人	1時間につき1,740円				
		一般利用者	本市に住所を有しない高校生等			1時間につき870円		
			大人	1時間につき870円				
	スポーツ、レクリエーションでの2分の1面使用	障害者、高齢者及び本市に住所を有する高校生等	無料					
			大人	1時間につき870円				
		一般利用者	本市に住所を有しない高校生等			1時間につき430円		
大人			1時間につき2,360円					
スポーツ、レクリエーション以外の全面使用	障害者、高齢者	1時間につき2,360円						
		大人	1時間につき4,810円					
	一般利用者	高校生等			1時間につき2,400円			
		大人	1時間につき2,400円					
健康プラザ	キッチンスタジオ		1時間につき1,260円					
	トレーニングルーム	個人使用	大人	2時間につき460円 2時間を超えた場合30分までごとに160円				
			高校生等	2時間につき230円 2時間を超えた場合30分までごとに80円				
		回数券（11枚つづり）	大人	4,600円				
			高校生等	2,300円				
ヘルスアップルーム		1時間につき1,260円						
会議室	大会議室		1時間につき4,060円					
	302会議室、303会議室		1時間につき1,220円					
	201会議室、202会議室、402会議室（和室）、408会議室、409会議室		1時間につき800円					
	304会議室、401会議室（和室）、403会議室、404会議室、405会議室、410会議室		1時間につき560円					

	301会議室、406会議室、 407会議室	1時間につき400円		
大分市産業 活性化プラザ	セミナールームL	1時間につき1,230円	1 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。 2 使用許可期間の最初の日又は使用許可期間の最後の日が月の途中であるときは、その月の使用料は、日割り計算による。 3 使用期間が通算して12月までの間における創業支援ルームの使用料は、左記使用料の額の半額とする。	
	セミナールームS	1時間につき830円		
	創業支援ルームA	1月につき25,980円		
	創業支援ルームB	1月につき13,200円		
	創業支援ルームC	1月につき4,920円		
駅南屋上公園	行商、出店、募金その他これらに類する行為	1平方メートル 1日につき30円		
	業としての写真又は映画の撮影	常時写真機1台 1月につき1,520円 臨時写真機1台 1日につき150円		
	興行	1平方メートル 1日につき15円		
	競技会、展示会、博覧会、集会及び各種行事その他これらに類する催しのための全部又は一部の独占利用	1平方メートル 1日につき7円		
エン ト ラ ン ス ホ ー ル	50平方メートル未満	非営利目的使用	3時間につき1,260円	使用時間に3時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が3時間未満のときは、3時間とする。
		営利目的使用	3時間につき2,520円	
	50平方メートル以上100平方メートル未満	非営利目的使用	3時間につき2,520円	
		営利目的使用	3時間につき5,020円	
	100平方メートル以上200平方メートル未満	非営利目的使用	3時間につき5,030円	
		営利目的使用	3時間につき10,060円	
	200平方メートル以上300平方メートル未満	非営利目的使用	3時間につき7,550円	
		営利目的使用	3時間につき15,090円	
300平方メートル以上	非営利目的使用	3時間につき10,090円		
	営利目的使用	3時間につき20,180円		
駐車場		30分までごとに100円	最初の30分（規則で定める者にとっては、規則で定める時間）以内の駐車については、無料とする。	

(コンパルホール条例の一部改正)

第4条 コンパルホール条例（昭和60年大分市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第10条第2号中「き損する」を「毀損する」に改める。

第14条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

(1) ホール等使用料

単位 円

区分	使用時間						使用料	概要
	9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 22:00	9:00 ~ 17:00	13:00 ~ 22:00	9:00 ~ 22:00		
文化ホール（ホワイエ及び楽屋付き）	20,280	30,410	40,560	50,690	70,980	91,260	1 文化ホールをリハーサル又は準備のため使用する場合は、左記の使用料の5割に相当する額（10円未満切捨て）とする。 2 使用許可時間を延長して使用する場合は、1時間（30分以上は、1時間とする。以下この項において同じ。）につき、直近使用料（使用許可の時間を9時から12時まで、13時から17時まで又は18時から22時までの時間帯に区分したときに、延長使用の時間に接する当該区分した時間帯の使用料をいう。）の3割に相当する額（10円未満切捨て）を加算する。ただし、文化ホールをリハーサル又は準備のため使用するときは、1時間につき、6,080円を加算する。	
ホワイエ	3,040	4,570	6,100	7,620	10,680	13,740		
多目的ホール	17,760	26,650	35,530	44,410	62,180	79,950		
特別会議室1	1時間につき 940						使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。	
特別会議室2	1時間につき 610							
茶室	全室（立礼席を含む。）	1時間につき 1,080						
	大室	1時間につき 420						
	中室	1時間につき 250						
	小室	1時間につき 210						
会議室	特大（100平方メートル以上）	1時間につき 1,320						
	大（70平方メートル以上100平方メートル未満）	1時間につき 760						
	中（50平方メートル以上70平方メートル未満）	1時間につき 560						
	小（50平方メートル未満）	1時間につき 400						
集会室	1時間につき 1,540							
視聴覚室	1時間につき 760							
美術工芸室	1時間につき 450							
和室	1時間につき 450							
調理実習室	1時間につき 450							
市民ギャラリー	1日につき 7,540							
音楽練習室	1時間につき 470							
リハーサル室	1時間につき 560							
楽屋1	1時間につき 400							
楽屋2	1時間につき 400							
楽屋3	1時間につき 560							
市民プラザ	1時間につき 900							

(2) 駐車場使用料

30分（屋外駐車場に係る午後10時から翌日午前8時までの駐車（以

下「夜間駐車」という。)にあっては、60分)までごとに100円。ただし、最初の30分以内の駐車(夜間駐車を除く。)については、無料とする。

(3) 市民体育館使用料

単位 円

区分	単位	金額	摘要		
体育室	専用使用	フロア全部の使用である場合 1時間	一般	7,000	1 必要体育器具の使用料を含む。 2 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。 3 一般とは、高校生等以外の者をいう。 4 高校生等とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 5 高校生等及び一般の者が同時に使用する場合の使用料は、使用する人数の半数以上が高校生等である場合に限り、高校生等が使用する場合の使用料とする。 6 左記の使用料により難い場合であって市長が特に必要があると認めるときは、左記の使用料の額を基準として市長が別に定める額を使用料とする。
			高校生等	3,500	
		フロアの2分の1の使用である場合 1時間	一般	3,500	
			高校生等	1,750	
		フロアの3分の1の使用である場合 1時間	一般	2,420	
	スポーツ以外に使用する場合 1時間	高校生等	1,210		
		一般	19,270		
	個人使用	バドミントン	一般 1面 1時間	570	
			高校生等 1面 1時間	280	
	卓球	卓球	一般 1台 1時間	280	
高校生等 1台 1時間			140		
ランニングコース	ランニングコース	一般 1人 1時間	70		
		高校生等 1人 1時間	30		
卓球室	一般 1台 1時間		180		
	高校生等 1台 1時間		90		
柔剣道場	専用使用	フロア全部の使用である場合 1時間	一般	920	2 一般とは、高校生等以外の者をいう。 3 高校生等とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 4 卓球室及び柔剣道場(専用使用をする場合に限る。)において、高校生等及び一般の者が同時に使用する場合の使用料は、使用する人数の半数以上が高校生等である場合に限り、高校生等が使用する場合の使用料とする。
			高校生等	460	
		フロアの2分の1の使用である場合 1時間	一般	460	
			高校生等	230	
	柔剣道以外に使用する場合 1時間	一般	3,700		
		高校生等	1,850		
個人使用	一般 1人 1時間		80		
	高校生等 1人 1時間		40		
トレーニング室	一般 1人 2時間		360	1 使用時間に2時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が2時間未満のときは、2時間とする。 2 一般とは、高校生等以外の者をいう。 3 高校生等とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。	
	高校生等 1人 2時間		180		
	回数券(11枚つづり)	一般	3,600		
		高校生等	1,800		
会議室	中	1時間	560	使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。	
	小	1時間	400		

(平和市民公園能楽堂条例の一部改正)

第5条 平和市民公園能楽堂条例（平成元年大分市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第9条第3号及び第11条第1号中「き損する」を「毀損する」に改める。

第13条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表（第4条関係）

単位 円

区分		使用時間	使用料					
			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30	9:00～ 17:00	13:00～ 21:30	9:00～ 21:30
舞台	入場料を徴収しない場合	平日	16,820	22,510	21,780	39,330	44,300	61,120
		土・日・休日	19,850	26,740	25,780	46,600	52,530	72,380
	入場料を徴収する場合	平日	33,640	45,020	43,560	78,660	88,600	122,240
		土・日・休日	39,700	53,480	51,560	93,200	105,060	144,760
見所	入場料を徴収しない場合	平日	20,870	27,870	27,510	48,740	55,380	76,250
		土・日・休日	25,450	33,900	33,660	59,360	67,570	93,030
	入場料を徴収する場合	平日	41,740	55,740	55,020	97,480	110,760	152,500
		土・日・休日	50,900	67,800	67,320	118,720	135,140	186,060
楽屋(1部屋につき)	平日	1,090	1,480	1,420	2,570	2,900	4,000	
	土・日・休日	1,300	1,740	1,680	3,050	3,430	4,740	
ロビー	平日	4,440	5,930	5,750	10,370	11,690	16,130	
	土・日・休日	5,240	7,060	6,810	12,310	13,880	19,130	

(大分市宇曾山荘条例の一部改正)

第6条 大分市宇曾山荘条例（平成16年大分市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第7条第3号及び第10条第1号中「き損する」を「毀損する」に改める。

第11条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表1 宿泊室使用料の項を次のように改める。

1 宿泊室使用料

区分		使用料		備考
宿泊して使用する 場合	特別室	一般	1人1泊につき 6,060円	1 一般とは、高校生等以外の者をいう。 2 高校生等とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 3 日帰りで使用する場合において、使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。 4 日帰りで使用する場合において、高校生等及び一般の者が同時に使用する場合の使用料は、使用する人数の半数以上が高校生等である場合に限り、高校生等が使用する場合の使用料とする。
		高校生等	1人1泊につき 3,030円	
	和室及び洋室	一般	1人1泊につき 4,540円	
		高校生等	1人1泊につき 2,270円	
日帰りで使用する 場合	特別室、和室及び洋室	一般	1時間につき 280円	
		高校生等	1時間につき 140円	

別表2 研修室使用料の項中「440円」を「660円」に、「220円」を「330円」に改め、同表3 ホール使用料の項中「1,100円」を「1,550円」に、「550円」を「770円」に改め、同表4 テニスコート使用料の項を次のように改める。

#### 4 テニスコート使用料

区分	使用料		照明施設使用料	備考
テニスコート	一般	1面1時間につき 440円	1面1時間につき 440円	1 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。 2 入場料を徴収する場合は、最高入場料金の50人分を加算するものとする。
	高校生等	1面1時間につき 220円	1面1時間につき 220円	

				<p>4 高校生等とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>5 高校生等及び一般の者が同時に使用する場合は、使用する人数の半数以上が高校生等である場合に限る、高校生等が使用する場合は使用料とする。</p>
--	--	--	--	---

(のつはる天空広場条例の一部改正)

第7条 のつはる天空広場条例（令和2年大分市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

区分	施設名	単位	使用料	摘要
展望広場		1時間	460円	<p>1 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。</p> <p>2 入場料（前売券面額をいい、前売券のない場合は、行事の当日に入場者から領収する金額をいう。）又は会費を徴収して使用する場合は、最高入場料金又は最高会費の50人分を加算するものとする。</p>
多目的 広場	第1グラウンド	1時間	2,020円	
	第2グラウンド	1時間	460円	
	ステージ	1時間	330円	
	多目的ルーム	1時間	590円	
	控室	1時間	160円	

備考

1 高校生等が施設（ステージ、多目的ルーム及び控室を除く。）を使用する場合（高校生等及び高校生等以外の者が同時に使用する場合であって、使用する人数の半数以上が高校生等であるときを含む。）の使用料は、使用料の欄に掲げる額の半額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 高校生等とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(大分市丹生温泉施設条例の一部改正)

第8条 大分市丹生温泉施設条例（平成16年大分市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「き損する」を「毀損する」に改める。

第7条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表中「310円」を「340円」に、「3,100円」を「3,400円」に、「140円」を「160円」に、「1,400円」を「1,600円」に、「70円」を「80円」に、「700円」を「800円」に改める。

（大分市葬斎場条例の一部改正）

第9条 大分市葬斎場条例（昭和62年大分市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表(1)火葬場（佐賀関火葬場を含む。）使用料の項中

「

5,000	40,000
4,000	32,000
2,000	16,000
2,000	16,000
2,000	16,000
2,000	16,000
2,000	16,000
4,400	8,800
3,300	6,600

」を

「

10,000	50,000
8,000	40,000
4,000	20,000
4,000	20,000
4,000	20,000
4,000	20,000
5,000	10,000
5,000	10,000

」に改め、同表(2)斎場使用料の項（備考以

外の部分に限る。)を次のように改める。

(2) 斎場使用料

単位 円

種別	目的	単位	区分	使用料	
				本市に住所を有する者	本市に住所を有しない者
式場(祭壇を使用する場合)	告別式	1室1回につき 9:00~16:00	久遠の間 (400人用)	130,000	260,000
			悠久の間 (250人用)	73,500	147,000
			無限の間 (150人用)	53,500	107,000
			紫紺の間 (60人用)	22,500	45,000
	通夜から告別式まで	1室1回につき 16:00~翌日16:00	久遠の間 (400人用)	260,000	520,000
			悠久の間 (250人用)	147,000	294,000
			無限の間 (150人用)	107,000	214,000
			紫紺の間 (60人用)	45,000	90,000
式場(祭壇を使用しない場合)	告別式	1室1回につき 9:00~16:00	久遠の間 (400人用)	26,000	52,000
			悠久の間 (250人用)	14,700	29,400
			無限の間 (150人用)	10,700	21,400
			紫紺の間 (60人用)	4,500	9,000
	通夜から告別式まで	1室1回につき 16:00~翌日16:00	久遠の間 (400人用)	52,000	104,000
			悠久の間 (250人用)	29,400	58,800
			無限の間 (150人用)	21,400	42,800

			紫紺の間 (60人用)	9,000	18,000
控室	告別式	1室1回につき 9:00~16:00	紫紺の間 (60人用)	21,000	42,000
			青磁の間 (洋30人用)	8,000	16,000
			瑠璃の間 群青の間 (和30人用)	12,500	25,000
	通夜から 告別式ま で	1室1回につき 16:00~翌日16: 00	紫紺の間 (60人用)	42,000	84,000
			青磁の間 (洋30人用)	16,000	32,000
			瑠璃の間 群青の間 (和30人用)	25,000	50,000

(大分市都市公園条例の一部改正)

第10条 大分市都市公園条例(昭和38年大分市条例第49号)の一部を次のように改正する。

別表第1金ノ手運動公園の項及び植田ふれあい公園の項を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第9条関係)

有料公園施設等の名称		単位	金額	摘要
弓道場	専用使用	1時間	370円	使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。
	個人使用	1時間	30円	
自由広場		1面 1時間	310円	1 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。
球技場		1時間	3,210円	2 入場料を徴収する場合は、最高入場料金の50人分を加算するものとする。
	会議室	1時間	510円	使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。
球場、ソフトボール場及びグラウンド		1時間	460円	1 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。
テニスコート(津留運動公園に存する)		1面 1時間	160円	2 入場料を徴収する場合は、最高入場料

ものに限る。)				金の50人分を加算するものとする。
テニスコート(津留運動公園以外に存するものに限る。)		1面 1時間	440円	
	管理棟	1時間	390円	使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。
相撲場		1時間	110円	使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。
トレーニング施設	専用使用	部活動で使用する場合 1時間	1,800円	1 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。 2 部活動は、中学校等の生徒及び高等学校等の生徒が学校教育活動の一環で行うものに限る。
		部活動以外で使用する場合 1時間	3,670円	
	個人使用	1人2時間	490円	使用時間に2時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が2時間未満のときは、2時間とする。
回数券		11枚つづり 4,900円		
体育館	体育室	フロアの全部の使用である場合 1時間	1,320円	1 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。 2 入場料を徴収する場合は、最高入場料金の50人分を加算するものとする。
		フロアの2分の1の使用である場合 1時間	660円	
		バドミントン1面 1時間	220円	
		卓球台 1台 1時間	110円	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合 1時間	2,640円	
	会議室	1時間	390円	使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。
南大分体育館	体育室	専用使用 フロアの全部の使用である場合 1時間	3,080円	1 必要体育器具の使用料を含む。 2 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。 3 入場料を徴収する場合は、最高入場料金の70人分を加算するものとする。
		フロアの2分の1の使用である場合 1時間	1,540円	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合 1時間	8,140円	
	個人使用	バドミントン 1面 1時間	440円	使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。

	卓球	1台 1時間	220円	
		1人1時間	100円	
トレーニング室		1人2時間	330円	使用時間に2時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が2時間未満のときは、2時間とする。
		回数券	11枚つづり 3,300円	
オリエンテーション室		1時間	490円	使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。
附属設備			市長が規則で定める額	
南大分温水プール		1人1回	360円	
		回数券	11枚つづり 3,600円	
日吉原レジャープール		1人1回	790円	
		回数券	11枚つづり 7,900円	
チャイルドハウス		1室 1時間	450円	使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。
球場、グラウンド及び球技場照明施設		1時間	2,470円	1 照明施設の使用は、21時までとする。 2 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。
自由広場照明施設		1時間	1,630円	
テニスコート照明施設		1面 1時間	220円	

## 備考

- 1 高校生等が有料公園施設（会議室、管理棟、トレーニング施設（部活動で使用する場合に限る。）、オリエンテーション室、附属設備及びチャイルドハウスを除く。）を使用する場合（高校生等及び高校生等以外の者が同時に使用する場合であって、使用する人数の半数以上が高校生等であるときを含む。）の使用料は、金額の欄に掲げる額の半額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 高校生等とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

第 1 1 条 大分市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

自由広場	1 面 1 時間	3 1 0 円
------	----------	---------

」を

「

自由広場	1 面 1 時間	4 6 0 円
------	----------	---------

」に、

「

球場、ソフトボール場及びグラウンド	1 時間	4 6 0 円	1 使用時間に 1 時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が 1 時間未満のときは、1 時間とする。 2 入場料を徴収する場合は、最高入場料金の 5 0 人分を加算するものとする。	
テニスコート（津留運動公園に存するものに限る。）	1 面 1 時間	1 6 0 円		
テニスコート（津留運動公園以外に存するものに限る。）	1 面 1 時間	4 4 0 円		
	管理棟	1 時間	3 9 0 円	使用時間に 1 時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が 1 時間未満のときは、1 時間とする。

」を

「

球場、ソフトボール場及びグラウンド	1 時間	4 6 0 円	1 使用時間に 1 時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が 1 時間未満のときは、1 時間とする。 2 入場料を徴収する場合は、最高入場料金の 5 0 人分を加算するものとする。	
テニスコート	1 面 1 時間	4 4 0 円		
	管理棟	1 時間	3 9 0 円	使用時間に 1 時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が 1 時間未満のときは、1 時間とする。

」に、

「

球場、グラウンド及び球技場照明施設	1時間	2,470円	1 照明施設の使用は、21時までとする。 2 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。
自由広場照明施設	1時間	1,630円	
テニスコート照明施設	1面 1時間	220円	

」を

「

球場、グラウンド、自由広場及び球技場照明施設	1時間	2,470円	1 照明施設の使用は、21時までとする。 2 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。
テニスコート照明施設	1面 1時間	440円	

」に

改める。

第12条 大分市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第2南大分体育館の部中「3,080円」を「3,500円」に、「1,540円」を「1,750円」に、「8,140円」を「14,990円」に、「440円」を「430円」に、「220円」を「210円」に、「100円」を「110円」に改める。

(大分市高崎山自然動物園条例の一部改正)

第13条 大分市高崎山自然動物園条例(平成15年大分市条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

1 動物園入園料

区分	個人入園料	団体入園料 (20人以上)
一般	1人 500円	1人 400円
高校生等	1人 250円	1人 200円
	次の各号のいずれかに該当する者は、無料とする。 (1) 市内の小中学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）及び特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）をいう。以下同じ。）に在学する者、市内に住所を有し、小中学校等に在学する者及びこれらに準ずる者 (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項第1号に規定する乳児及び同項第2号に規定する幼児（以下「乳児等」という。）	

備考

- 1 一般とは、高校生等以外の者をいう。
- 2 高校生等とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 さるっこレール使用料

区分	使用料
一般	1人1乗車につき 160円
高校生等	1人1乗車につき 80円 ただし、乳児等は、無料とする。

備考

- 1 一般とは、高校生等以外の者をいう。
- 2 高校生等とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- 3 1乗車とは、1回の乗車をいう。ただし、往復1回の乗車は、1乗車とみなす。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第13条関係）

1 高崎山おさる館等使用料（研修室を除く。）

行為の区分	使用料
行商、出店、募金その他これらに類する行為	1平方メートル 1日につき 30円
興行	1平方メートル 1日につき 15円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しにより、高崎山おさる館等の全部又は一部を独占して使用する行為	1平方メートル 1日につき 7円

2 高崎山おさる館研修室使用料

1時間につき 260円
-------------

備考 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。

（祝祭の広場条例の一部改正）

第14条 祝祭の広場条例（令和元年大分市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「興業」を「興行」に改める。

第5条第1項第4号中「これら」を「これ」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

使用料	許可単位区画	利用区分	金額	
	広場A	一般利用	時間1区分 4,960円	
		商業利用	時間1区分 21,240円	
	広場B	一般利用	時間1区分 9,640円	
		商業利用	時間1区分 41,320円	
	附属設備等		規則で定める額	
	占用料	大分市道占用料条例（昭和40年大分市条例第20号）に規定する占用料の例による。		

## 備考

- 1 許可単位区画とは、第4条第2項の規定により市長が定める区画をいい、行為の許可は、許可単位区画ごとにこれを行う。
- 2 利用区分のうち、商業利用とは許可に係る行為において収入を伴うものをいい、一般利用とは商業利用以外の行為をいう。
- 3 時間1区分とは、9時から13時まで（以下「午前」という。）、13時から17時まで（以下「午後」という。）又は17時から21時まで（以下「夜間」という。）のいずれかの時間区分をいう。
- 4 時間1区分は、午前、午後又は夜間の使用をもってそれぞれ1回とする。

（大分市大分駅前広場条例の一部改正）

第15条 大分市大分駅前広場条例（平成27年大分市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「き損し」を「毀損し」に改める。

第4条第1項第3号中「興業」を「興行」に改める。

第5条第1項第6号中「これら」を「これ」に改める。

第10条第3号及び第13条第1項中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

使用料	許可単位区画	利用区分	金額	摘要
	北口駅前広場 （広場①）	一般利用	時間1区分 8,000円	連続する複数の日にわたって広場を使用する場合（許可を受けた同一の行為について、早朝区分を除く連続する時間区分について使用する場合に限る。） にあつては、2日目以降の早朝区分に係る使
			早朝区分 4,000円	
	北口駅前広場 （広場②）	一般利用	時間1区分 5,960円	
			早朝区分 2,980円	
	北口駅前広場 （広場③）	一般利用	時間1区分 2,880円	
			早朝区分 1,440円	
	商業利用	時間1区分 12,320円		

	南口駅前広場	一般利用	時間1区分 3,440円	用料は徴収しない。
			早朝区分 1,720円	
	商業利用	時間1区分 14,720円		
	附属設備等	規則で定める額		
占用料	大分市道占用料条例（昭和40年大分市条例第20号）に規定する占用料の例による。			

備考

- 許可単位区画とは、第4条第2項の規定により市長が定める区画をいい、行為の許可は、許可単位区画ごとにこれを行う。
- 利用区分のうち、商業利用とは許可に係る行為において収入を伴うものをいい、一般利用とは商業利用以外の行為をいう。
- 時間1区分とは、9時から13時まで（以下「午前」という。）、13時から17時まで（以下「午後」という。）又は17時から21時まで（以下「夜間」という。）のいずれかの時間区分をいう。
- 時間1区分は、午前、午後又は夜間の使用をもってそれぞれ1回とする。
- 早朝区分とは、7時から9時までの時間区分をいう。

（鉄道残存敷広場条例の一部改正）

第16条 鉄道残存敷広場条例（令和7年大分市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

使用料	広場の名称	許可単位区画	利用区分	金額	摘要
	線路敷 ボード ウォーク 広場	広場A	一般利用	1日につき 1,600円	午前9時から午後1時までの時間又は午後1時から午後5時までの時間のみ使用する場合の使用料
			商業利用	1日につき 6,800円	
		広場B	一般利用	1日につき 1,200円	
			商業利用	1日につき 5,120円	
		広場C	一般利用	1日につき 1,360円	

六坊グリーンウォーク広場  線路敷ウエストウォーク広場	広場A	商業利用	1日につき	5,760円	は、金額の欄に掲げる額の半額とする。		
		一般利用	1日につき	1,440円			
	広場B	商業利用	1日につき	6,160円			
		一般利用	1日につき	2,560円			
	広場C	広場A	一般利用	1日につき		10,720円	
			商業利用	1日につき		45,920円	
		広場B	一般利用	1日につき		9,680円	
			商業利用	1日につき		41,520円	
		広場C	一般利用	1日につき		1,520円	
			商業利用	1日につき		6,480円	
	占用料	大分市道占用料条例（昭和40年大分市条例第20号）に規定する占用料の例による。					

### 備考

- 1 許可単位区画とは、第4条第2項の規定により市長が定める区画をいい、行為の許可は、許可単位区画ごとにこれを行う。
- 2 利用区分のうち、商業利用とは許可に係る行為において収入を伴うものをいい、一般利用とは商業利用以外の行為をいう。

（大分市公民館使用料徴収条例の一部改正）

第17条 大分市公民館使用料徴収条例（昭和40年大分市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

### 別表第1（第2条関係）

種別	区分	使用料	備考
集会室	一般	1時間につき 1,440円	1 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。 2 一般とは、高校生等以外の者をいう。 3 高校生等とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
	高校生等	1時間につき 720円	
会議室、研修室、講義室、多目的ホール、多目的ルーム、プレイルーム、音楽室	70平方メートル以上	1時間につき 370円	
	50平方メートル以上 70平方メートル未満	1時間につき 180円	
	50平方メートル未満	1時間につき 130円	
視聴覚室	70平方メートル以上	1時間につき 260円	

技術工作室	70平方メートル未満	1時間につき 200円	4 高校生等及び一般の者が同時に使用する場合の使用料は、使用する人数の半数以上が高校生等である場合に限り、高校生等が使用する場合の使用料とする。
和室	30平方メートル以上	1時間につき 400円	
	30平方メートル未満	1時間につき 160円	
調理実習室		1時間につき 260円	

## 別表第2（第2条関係）

### 大分市大分中央公民館市民体育館並びに大分市東部公民館市民体育館及び市民運動広場

種別		区分	使用料	備考	
市民体育館	専用使用	フロア全部の使用である場合	一般	1時間につき 1,440円	1 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。 2 一般とは、高校生等以外の者をいう。 3 高校生等とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 4 高校生等及び一般の者が同時に使用する場合の使用料は、使用する人数の半数以上が高校生等である場合に限り、高校生等が使用する場合の使用料とする。
			高校生等	1時間につき 720円	
		フロアの2分の1の使用である場合	一般	1時間につき 720円	
			高校生等	1時間につき 360円	
	個人使用	バドミントン	一般	1面1時間につき 210円	
			高校生等	1面1時間につき 100円	
		卓球	一般	1台1時間につき 210円	
			高校生等	1台1時間につき 100円	
市民運動広場		一般	1時間につき 370円		
		高校生等	1時間につき 180円		

（大分市歴史資料館条例の一部改正）

第18条 大分市歴史資料館条例（昭和61年大分市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「き損する」を「毀損する」に改める。

第10条第1号及び第12条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

## 別表第1（第3条関係）

区分	常設展示観覧観覧料 (1人1回につき)		特別展示観覧観覧料 (1人1回につき)
	個人	20人以上の団体	
一般	310円	240円	その都度市長が別に定める額

高校生等	150円	120円
<p>次の各号のいずれかに該当する者については、観覧料を徴収しない。</p> <p>(1) 子ども（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第1項に規定する子どもをいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 小学生及び中学生（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）及び特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）（以下「学校」という。）に就学している者並びにこれらに準ずる者をいう。以下「小学生等」という。）</p> <p>(3) 子どもが在籍する施設の行事として子どもを引率する者</p> <p>(4) 小学生等を学校の教育課程に基づく教育活動として引率する者</p>		

#### 備考

- 1 常設展示観覧とは資料館が平常的に展示する歴史資料等の観覧をいい、特別展示観覧とは資料館が特別に企画展示する歴史資料等の観覧をいう。
- 2 一般とは、高校生等、小学生等及び子ども以外の者をいう。
- 3 高校生等とは、満15歳に達する日後最初の4月1日から満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者（小学生等に該当する者を除く。）をいう。

#### 別表第2（第5条関係）

講座室及び体験講座室の種別	使用料	摘要
第1講座室	1時間につき 330円	使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。
第2講座室	1時間につき 230円	
体験講座室	1時間につき 240円	

（大分市海部古墳資料館条例の一部改正）

第19条 大分市海部古墳資料館条例（平成11年大分市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第9条第3号及び第12条第1号中「き損する」を「毀損する」に改める。

第13条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表中「260円」を「540円」に、

「

1 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。
2 冷暖房期間中は、左記により算定した使用料の4割に相当する額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を加算する。

」を

「

使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする
--

」に改

める。

（大分市関崎海星館条例の一部改正）

第20条 大分市関崎海星館条例（平成16年大分市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

施設名	区分	観覧料（1人1回につき）	
		個人	10人以上の団体
天体観測室	一般	630円	500円
	高校生等	310円	240円
プラネタリウム	一般	540円	430円
	小学生・中学生、高校生等	270円	210円

次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者については、観覧料を徴収しない。

(1) 天体観測室 次に掲げる者

ア 子ども（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第1項に規定する子どもをいう。以

下同じ。)

イ 小学生・中学生

ウ 子どもが在籍する施設における教育活動及びこれに準ずる行事（以下「教育活動等」という。）の一環として子どもを引率する者

エ 小学生・中学生を学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）及び特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）をいう。以下同じ。）の教育課程に基づく教育活動として引率する者

(2) プラネタリウム 次に掲げる者

ア 子ども

イ 学校の教育課程に基づく教育活動の一環として観覧する小学生・中学生

ウ 子どもが在籍する施設における教育活動等の一環として子どもを引率する者

エ 小学生・中学生を学校の教育課程に基づく教育活動として引率する者

#### 備考

- 1 一般とは、小学生・中学生及び高校生等以外の者で満18歳以上のものをいう。
- 2 高校生等とは、満15歳に達する日後最初の4月1日から満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者（小学生・中学生に該当する者を除く。）をいう。
- 3 小学生・中学生とは、学校に就学している者及びこれに準ずる者をいう。

（大分市立少年自然の家条例の一部改正）

第21条 大分市立少年自然の家条例（昭和50年大分市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第11条第3号中「き損する」を「毀損する」に改める。

第13条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表中「520円」を「780円」に、「260円」を「390円」に改める。

（大分市河原内陶芸楽習館条例の一部改正）

第22条 大分市河原内陶芸楽習館条例（平成12年大分市条例第17号）の

一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「すべて」を「全て」に改める。

第10条第4号及び第13条第1号中「き損する」を「毀損する」に改める。

第14条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表中「52,380円」を「67,810円」に、「68,100円」を「88,160円」に改める。

(大分市ふれあい交流宿舎のつはる西部の楽校条例の一部改正)

第23条 大分市ふれあい交流宿舎のつはる西部の楽校条例（令和3年大分市条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

施設名	使用料		摘要
宿泊室	一般	1人1泊につき 3,500円	1 食堂、厨房、体育館及びグラウンド（以下「食堂等」という。）の使用料を含むものとし、食堂等のみを使用する場合は、それぞれこの表に定める額とする。 2 一般とは、高校生等以外の者をいう。 3 高校生等とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 4 子ども（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第1項に規定する子どもをいう。）が宿泊室を使用する場合の使用料は、徴収しない。
	高校生等	1人1泊につき 1,750円	
食堂	無料（食事以外の用途で使用する場合には、1時間につき150円）		1 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。 2 一般とは、高校生等以外の者をいう。 3 高校生等とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 4 高校生等及び一般の者が同時に使用する場合は、使用料は、使用する人数の半数以上が高校生等である場合に限り、高校生等が使用する場合は使用料とする。
厨房	1時間につき 120円		
体育館	一般	1時間につき 490円	
	高校生等	1時間につき 240円	
グラウンド	一般	1時間につき 230円	
	高校生等	1時間につき 110円	

(大分市美術館条例の一部改正)

第24条 大分市美術館条例（平成10年大分市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

区分		観覧料（1人1回につき）	
		個人	20人以上の団体
常設展示 観覧	一般	440円	350円
	高校生等	220円	170円
次の各号のいずれかに該当する者については、観覧料を徴収しない。 (1) 子ども（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第1項に規定する子どもをいう。以下同じ。） (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）及び特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）（以下「学校」という。）に就学している者又はこれに準ずる者（以下「小学生等」という。） (3) 子どもが在籍する施設の行事として子どもを引率する者 (4) 小学生等を学校の教育課程に基づく教育活動として引率する者			
特別展示観覧		その都度市長が別に定める額	

備考

- 1 常設展示観覧とは美術館が平常的に展示する美術品等の観覧をいい、特別展示観覧とは美術館が特別に企画展示する美術品等の観覧をいう。
- 2 一般とは、高校生等、小学生等及び子ども以外の者をいう。
- 3 高校生等とは、満15歳に達する日後最初の4月1日から満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者（小学生等に該当する者を除く。）をいう。

別表第2中「1,100円」を「2,310円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。

(アートプラザ条例の一部改正)

第25条 アートプラザ条例(平成9年大分市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第8条第3号及び第10条第1号中「き損する」を「毀損する」に改める。

第12条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

区分	使用料	摘要
アートホール	1日につき 17,080円 1時間につき 2,130円	使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。
市民ギ ャラリ ー	全室 1日につき 13,520円	
	A室 1日につき 9,440円	
	B室 1日につき 4,080円	
研修室	1時間につき 550円	
実技室	1時間につき 460円	

(大分市立学校体育館等使用料条例の一部改正)

第26条 大分市立学校体育館等使用料条例(昭和40年大分市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び柔剣道場」を「、柔剣道場及びプール」に改める。

第3条第1号中「教育団体」を「学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校」に改める。

第4条第1項ただし書中「空調設備使用料及び」及び「それぞれ」を削る。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

種別	区分	使用料	備考
体育館	フロア全部の使用である場合	一般 1時間につき 750円(空調設備が存しない場合にあつては、550円)	1 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。 2 運動場の照明施設の使用は、21時までとする。
		高校生等 1時間につき 370円(空調設備が存しない場合にあつては、270円)	

	フロアの2分の1の使用である場合	一般	1時間につき 370円（空調設備が存しない場合にあつては、270円）	3 一般とは、高校生等以外の者をいう。 4 高校生等とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 5 高校生等及び一般の者が同時に使用する場合の使用料は、使用する人数の半数以上が高校生等である場合に限る、高校生等が使用する場合の使用料とする。
		高校生等	1時間につき 180円（空調設備が存しない場合にあつては、130円）	
クラブハウス		1室 1時間につき 30円		
教室		1時間につき 30円		
運動場	一般	1時間につき 50円		
	高校生等	1時間につき 20円		
運動場照明施設	一般	1時間につき 2,470円		
	高校生等	1時間につき 1,230円		
柔剣道場	フロア全部の使用である場合	一般	1時間につき 270円	
		高校生等	1時間につき 130円	
	フロアの2分の1の使用である場合	一般	1時間につき 130円	
		高校生等	1時間につき 60円	
プール	温水	一般	1時間につき 2,930円	温水とは、ボイラーを使用してプールの水を加温することをいう。
		高校生等	1時間につき 1,460円	
	平常	一般	1時間につき 1,470円	
		高校生等	1時間につき 730円	

第27条 大分市立学校体育館等使用料条例の一部を次のように改正する。

別表中「（空調設備が存しない場合にあつては、550円）」、「（空調設備が存しない場合にあつては、270円）」及び「（空調設備が存しない場合にあつては、130円）」を削る。

（大分市今市健康増進センター条例の一部改正）

第28条 大分市今市健康増進センター条例（平成16年大分市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、電子情報処理組織を用いて使用許可を受けた場合の当該使用料は、規則で定める日に納付しなければならない。

第3条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、同項の規定による使用料の納付の時期を変更することができる。

第7条第3号及び第10条第1号中「き損する」を「毀損する」に改める。

第11条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

種別	区分		使用料		備考
体育館	フロア全部の使用である場合	昼間	一般	1時間につき 650円	1 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。 2 夜間とは、4月から9月までにあつては19時から22時まで、10月から3月までにあつては18時から22時までとする。 3 一般とは、高校生等以外の者をいう。 4 高校生等とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 5 高校生等及び一般の者が同時に使用する場合の使用料は、使用する人数の半数以上が高校生等である場合に限り、高校生等が使用する場合の使用料とする。
			高校生等	1時間につき 320円	
		夜間	一般	1時間につき 1,300円	
			高校生等	1時間につき 650円	
	フロアの2分の1の使用である場合	昼間	一般	1時間につき 320円	
			高校生等	1時間につき 160円	
夜間	一般	1時間につき 650円			
	高校生等	1時間につき 320円			
研修室			1時間につき 30円		
健康増進室			1時間につき 30円		

第29条 大分市今市健康増進センター条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

種別	区分	使用料		備考
体育館	フロア全部の使用である場合	一般	1時間につき 750円	1 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。 2 一般とは、高校生等以外の者をいう。 3 高校生等とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 4 高校生等及び一般の者が同時に使用する場合の使用料は、使用する人数の半数以上が高校生等である場合に限り、高校生等が使用する場合の使用料とする。
		高校生等	1時間につき 370円	
	フロアの2分の1の使用である場合	一般	1時間につき 370円	
		高校生等	1時間につき 180円	
研修室			1時間につき 30円	
健康増進室			1時間につき 30円	

（大分市営陸上競技場条例の一部改正）

第30条 大分市営陸上競技場条例（昭和40年大分市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「はり紙」を「貼り紙」に改める。

第13条中「き損した」を「毀損した」に改める。

別表(1)トラック、フィールド、スタンドの項中

「

4時間以内 小、中、高校生等 6,600円 一般 8,580円	4時間以内 28,600円
4時間を超え8時間以内 小、中、高校生等 11,000円 一般 14,300円	4時間を超え8時間以内 42,900円
延長料1時間につき 小、中、高校生等 1,650円 一般 2,140円	延長料1時間につき7,150円
小、中、高校生等 1人1回 60円 回数券11枚つづり 600円 一般 1人1回 140円 回数券11枚つづり 1,400円	

」を

「

4時間以内 12,870円	4時間以内 38,610円
4時間を超え8時間以内 19,300円	4時間を超え8時間以内 57,900円
延長料1時間につき 3,210円	延長料1時間につき9,630円
1人1回 210円 回数券11枚つづり 2,100円	

」に改め、

同表(2)附属施設の項中

「

会議室	大室（70平方メートル以上100平方メートル未満）	1室 1時間	660円
	小室（50平方メートル以上70平方メートル未満）	1室 1時間	550円
合宿室		中、高校生等 1人1泊	330円
		一般 1人1泊	660円
放送施設		1回	3,570円

」を

「

会議室	大室（70平方メートル以上100平方メートル未満）	1室 1時間	640円
	小室（50平方メートル以上70平方メートル未満）	1室 1時間	410円
放送施設		1回	3,570円

」に、

「

写真判定室	1回		16,500円
トレーニング ルーム	中、高校生等	1人1回	60円
		回数券 (11枚つづり)	600円
	一般	1人1回	140円
		回数券 (11枚つづり)	1,400円

」を

「

写真判定室	1回	16,500円
トレーニング ルーム	1人1回	210円
	回数券 (11枚つづり)	2,100円

」に、

「

17,930円
110,000円
13,820円
82,500円
9,730円
55,000円
5,630円
27,500円
3,580円
13,750円

」を

「

29,600円
118,400円
22,200円
88,800円
14,800円
59,200円
7,400円
29,600円
3,700円
14,800円

」に改め、同項摘要の欄中

- 「2 1泊は、午前10時から翌日の午前10時までとする。
- 3 シャワー室を20人以上で使用する場合は、左記により算定した使用料の合計額の8割に相当する額とする。
- 4 合宿室の使用に伴いシャワー室を使用する場合の使用料は、徴収しない。
- 5 トラック、フィールド、スタンドの専用使用に伴い会議室、放送施設及びシャワー室を使用する場合の使用料は、徴収しない。
- 6 夜間照明施設の使用料については、使用許可時間を超えて使用する場合、超過時間30分までごとに左記の金額の5割相当額を加算する。

」を

「2 シャワー室を20人以上で使用する場合は、左記により算定した使用料の合計額の8割に相当する額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

3トラック、フィールド、スタンドの専用使用に伴い会議室、放送施設及びシャワー室を使用する場合の使用料は、徴収しない。

」に

改め、同表に備考として次のように加える。

#### 備考

1 高校生等が競技場（(2)附属施設の項に掲げる会議室、放送施設、シャワー室及び写真判定室並びに(3)附属器具の項に掲げる器具を除く。）を使用する場合（高校生等及び高校生等以外の者が同時に使用する場合であって、使用する人数の半数以上が高校生等であるときを含む。）の使用料は、別表の規定により算定した額の半額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 高校生等とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

（大分市営温水プール管理条例の一部改正）

第31条 大分市営温水プール管理条例（昭和49年大分市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「はり紙」を「貼り紙」に改める。

第12条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

1 個人使用料

（通常料金）

区分	金額
一般 1人1回	360円

高校生等 1人1回	180円
-----------	------

(回数券の料金)

区分	金額
一般(11枚つづり)	3,600円
高校生等(11枚つづり)	1,800円

## 2 団体使用料

区分	金額
一般30人以上 1人1回	280円
高校生等30人以上 1人1回	140円

## 3 専用使用料

区分	金額	摘要
一般 1時間	4,490円	1 プールの水替えを指定した場合は、その実費を徴収する。 2 高校生等及び一般の者が同時に使用する場合の使用料は、使用する人数の半数以上が高校生等である場合に限り、高校生等のみで使用する場合の使用料とする。
高校生等 1時間	2,240円	

## 4 会議室

区分	金額
1時間	390円

### 備考

- 1 一般とは、高校生等以外の者をいう。
- 2 高校生等とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- 3 専用使用及び会議室の使用のための準備及び原状回復の時間は、利用時間に含む。
- 4 専用使用時間及び会議室使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。

(ハウス大分川条例の一部改正)

第32条 ハウス大分川条例(平成10年大分市条例第2号)の一部を次のよ

うに改正する。

第7条第3号中「き損する」を「毀損する」に改める。

第10条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表ハウス大分川を艇庫として使用する場合の項中「550円」を「820円」に、「1,100円」を「1,650円」に、「1,430円」を「2,140円」に改め、同表ハウス大分川を艇庫以外に使用する場合の項中「1,100円」を「1,650円」に改める。

(大分市スポーツ施設条例の一部改正)

第33条 大分市スポーツ施設条例(平成15年大分市条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表1大分市西部スポーツ交流ひろば使用料の項中

「

1時間につき	1,350円	1時間につき	1,150円
1時間につき	310円	1時間につき	1,630円

」を

「

1時間につき	2,020円	1時間につき	2,470円
1時間につき	460円		

」に改め、

同表2大分市佐賀関田中屋内運動場使用料の項及び3大分市野津原運動場使用料の項を次のように改める。

## 2 大分市佐賀関田中屋内運動場使用料

区分	使用料	備考
体育館	フロアの全部の使用である場合 1時間につき 1,320円	1 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。
	フロアの2分の1の使用である場合 1時間につき 660円	
	バドミントン1面 1時間につき 220円	2 入場料を徴収する場合は、最高入場料金の50人
	卓球台1台 1時間につき 110円	

アマチュアスポーツ以外に使用する場合 時間につき 2,640円	1	分を加算するものとする。
------------------------------------	---	--------------

### 3 大分市野津原運動場使用料

区分	使用料	照明施設使用料	備考
第1球場	1時間につき 460円	1時間につき 2,470円	1 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。 2 入場料を徴収する場合は、最高入場料金の50人分を加算するものとする。
第2球場	1時間につき 460円		
グラウンド	1時間につき 460円		

別表4大分市国分多目的運動広場使用料の項中「310円」を「460円」に改め、同表5大分市大志生木テニスコート使用料の項中「160円」を「440円」に改め、同表6大分市大在東グラウンド使用料の項中「2,140円」を「3,210円」に、「340円」を「110円」に改め、同表に備考として次のように加える。

#### 備考

- 1 高校生等がスポーツ施設（会議室を除く。）を使用する場合（高校生等及び高校生等以外の者が同時に使用する場合であって、使用する人数の半数以上が高校生等であるときを含む。）の使用料は、使用料の欄及び照明施設使用料の欄に掲げる額の半額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 高校生等とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

（大分市大洲総合体育館条例の一部改正）

第34条 大分市大洲総合体育館条例（令和元年大分市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「、「使用料」とあるのは「利用料金」と」の次に「、同条第4項中「使用料」とあるのは「利用料金」と」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

施設名	区分	単位	使用料	摘要
大体育室	アマチュアスポーツに使用する 場合	フロアの全部の使用で ある場合 1時間	6,980円	1 必要体育器具の使用料を含む。 2 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。 3 その他に使用する場合で土曜日、日曜日又は祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)に使用するとき、左記により算定した使用料の3割に相当する額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を加算する。 4 入場料を徴収する場合は、大体育室にあつては最高入場料金の100人分を、小体育室にあつては最高入場料金の30人分を加算するものとする。 5 左記の使用料により難い場合であつて市長が特に必要があると認めるときは、左記の使用料の額を基準として市長が別に定める額を使用料とする。
		フロアの2分の1の使用 である場合 1時間	3,490円	
		フロアの3分の1の使用 である場合 1時間	2,320円	
	その他に使用する 場合	1時間	27,780円	
小体育室	アマチュアスポーツに使用する 場合	フロアの全部の使用で ある場合 1時間	1,970円	
		フロアの2分の1の使用 である場合 1時間	980円	
	その他に使用する 場合	1時間	8,050円	
柔道場、 剣道場	専用 使用	アマチュアスポーツに使用 する場合	フロアの全部の使用で ある場合 1時間	2,290円
		その他に 使用する 場合	フロアの2分の1の使用 である場合 1時間	1,140円
			1時間	9,270円
	個人 使用	2時間	230円	
大体育 室、小体 育室、剣 道場	卓球	1台 1時間	320円	使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。
大体育 室、小体 育室	バドミントン	1面 1時間	650円	
クライミ ングウォ ール	専用使用	照明設備を使用する場 合 1時間	940円	
		照明設備を使用しない 場合 1時間	460円	
	個人使用	照明設備を使用する場 合 1時間	150円	

		照明設備を使用しない 場合 1時間	90円	
ボルダリングウォール	専用使用	館内ボルダリングウォールを使用する場合 1時間	520円	
		屋外ボルダリングウォールを使用する場合 1時間	260円	
	個人使用	館内ボルダリングウォールを使用する場合 1時間	220円	
		屋外ボルダリングウォールを使用する場合 1時間	110円	
トレーニングルーム	1人2時間	490円	11枚つづり 4,900円	使用時間に2時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が2時間未満のときは、2時間とする。
	回数券			
第1会議室	1時間	390円		使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。
第2会議室	1時間	160円		
第1研修室	1時間	480円		
第2研修室	1時間	480円		
役員控室	1時間	480円		

## 備考

- 1 高校生等が施設（第1会議室、第2会議室、第1研修室、第2研修室及び役員控室を除く。）を使用する場合（高校生等及び高校生等以外の者が同時に使用する場合であって、使用する人数の半数以上が高校生等であるときを含む。）の使用料は、使用料の欄に掲げる額の半額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 高校生等とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条、第20条、第25条、第30条、第31条及び第34条の規定並びに第3項の規定 令和8

年4月1日

(2) 第12条の規定及び第4項の規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日

(3) 第27条及び第29条の規定並びに第5項の規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日

(経過措置)

2 改正後の大分市市民行政センター条例、大分市市民センター条例、のつはる天空広場条例、大分市葬斎場条例、大分市高崎山自然動物園条例、祝祭の広場条例、大分市大分駅前広場条例、鉄道残存敷広場条例、大分市公民館使用料徴収条例、大分市歴史資料館条例、大分市海部古墳資料館条例、大分市立少年自然の家条例、大分市河原内陶芸楽習館条例、大分市ふれあい交流宿舎のつはる西部の楽校条例、大分市美術館条例、ハウス大分川条例及び大分市スポーツ施設条例並びに第10条の規定による改正後の大分市都市公園条例（別表第2中自由広場の項、テニスコート（津留運動公園に存するものに限る。）の項、自由広場照明施設の項及びテニスコート照明施設の項の規定を除く。）、第26条の規定による改正後の大分市立学校体育館等使用料条例及び第28条の規定による改正後の大分市今市健康増進センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請その他の行為に係る使用料その他の徴収金について適用し、同日前の申請その他の行為に係る使用料その他の徴収金については、なお従前の例による。

3 改正後のホルトホール大分条例、コンパルホール条例、平和市民公園能楽堂条例、大分市宇曾山荘条例、大分市丹生温泉施設条例、大分市関崎海星館条例、アートプラザ条例、大分市営陸上競技場条例、大分市営温水プール管理条例（別表会議室の項の規定を除く。）及び大分市大洲総合体育館条例（別表役員控室の項の規定を除く。）並びに第11条の規定による改正後の大分市都市公園条例の規定は、第1項第1号に規定する日以後の申請その他の行

為に係る使用料その他の徴収金（指定管理者が収入する利用料金を除く。以下この項において同じ。）について適用し、同日前の申請その他の行為に係る使用料その他の徴収金については、なお従前の例による。

4 第12条の規定による改正後の大分市都市公園条例の規定は、第1項第2号に規定する日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

5 第27条の規定による改正後の大分市立学校体育館等使用料条例及び第29条の規定による改正後の大分市今市健康増進センター条例の規定は、第1項第3号に規定する日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

（準備行為）

6 第31条の規定による改正後の大分市営温水プール管理条例（以下「改正後の温水プール条例」という。）別表に掲げる会議室及び第34条の規定による改正後の大分市大洲総合体育館条例（以下「改正後の大洲体育館条例」という。）別表に掲げる役員控室に係る使用料その他の徴収金の徴収については、第1項第1号に規定する日前においても、改正後の温水プール条例別表及び改正後の大洲体育館条例別表の規定の例により行うことができる。

## 提案理由

大分市市民行政センター等の施設の使用料の額の改定等をいたしたく本案を提出する。

議第 74 号

大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月9日 提出

大分市長 足立信也

大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大分市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項を次のように改める。

5 削除	
------	--

別表第2の1別表第1の右欄に掲げる事務関係の部2の項中「生活保護法による」を「生活保護法（昭和25年法律第144号）による」に改め、同部5の項を次のように改める。

5 削除		
------	--	--

別表第2の1別表第1の右欄に掲げる事務関係の部11の項中「児童扶養手当関係情報」を「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）」に改める。

別表第2の2法別表の下欄に掲げる事務及び準法定事務関係の部3の項の次に次のように加える。

3の2 市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務	医療保険給付関係情報、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による給付の支給に関する情報、災害救助法（昭和22年
--------	--	--

であって規則で定めるもの

法律第118号)による救助若しくは扶助金の支給に関する情報、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報、障害者関係情報、療育手帳に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、社会福祉法(昭和26年法律第45号)による生計困難者に対して無利子若しくは低利で資金を融通する事業の実施に関する情報、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)による援護に関する情報、国民年金法(昭和34年法律第141号)、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付け若しくは給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当

の支給に関する情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給に関する情報、住民票関係情報、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報、雇用保険法（昭和49年法律第116号）による給付の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費若しくは手当等の支給に関する情報、介護保険給付等関係情報、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）による年金である給付の支給に関する情報、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年

	<p>法律第166号)による特別障害給付金の支給に関する情報、障害者自立支援給付関係情報、石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)による特別遺族給付金の支給に関する情報、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)による職業訓練受講給付金の支給に関する情報、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する情報、大分市営住宅条例による住宅の管理に関する情報、大分市地域特別賃貸住宅条例による地域特別賃貸住宅の管理に関する情報又は大分市従前居住者用賃貸住宅条例による従前居住者用賃貸住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの</p>
--	--

別表第3の1の項を次のように改める。

1 削除			
------	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 75 号

大分市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

大分市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月9日 提出

大分市長 足立 信也

大分市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

大分市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年大分市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第19条の3を第19条の4とする。

第19条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第19条の3とし、第19条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第19条の2 任命権者は、大分市職員の育児休業等に関する条例（平成4年大分市条例第1号。以下「育児休業条例」という。）第24条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 育児休業条例第24条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又

は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の第19条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講じることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

## 提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 76 号

大分市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

大分市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月9日 提出

大分市長 足立信也

大分市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

大分市職員の育児休業等に関する条例（平成4年大分市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第2項の」を「から第3項まで及び第5項の」に改める。

第3条第6号中「第2条の4」を「前条」に改める。

第20条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「を除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第21条の見出しを「（第1号部分休業の承認）」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第21条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第21条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつ

ては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第21条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第21条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第21条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第22条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部

分休業（以下「部分休業」という。）」に改める。

第23条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第23条 育児休業法第19条第6項において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の第21条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

## 議第 77 号

大分市税条例等の一部改正について

大分市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月9日 提出

大分市長 足立 信也

大分市税条例等の一部を改正する条例

(大分市税条例の一部改正)

第1条 大分市税条例(昭和38年大分市条例第107号)の一部を次のように改正する。

第7条中「公示送達は、」の次に「公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行なう」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第10条中「地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に、「理由」を「事由」に改め、「場合」の次に「においてその旨」を加える。

第14条各号列記以外の部分中「納付書又は」を「納付書若しくは」に、「納入書又は」を「納入書若しくは」に改める。

第14条の2中「、第116条の14第2項及び附則第5条の2第1項」を「及び第116条の14第2項」に改める。

第22条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第30条第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第31条の2第1項第3号及び第31条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第31条の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第31条の3第1項各号列記以外の部分中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第67条第1号エ中「特定小型原動機付自転車」の次に「（第73条第2項において「特定小型原動機付自転車」という。）」を加える。

第73条第1項第1号中「で、当該身体障害者」の次に「、当該精神障害者」を加え、同条第2項各号列記以外の部分中「身体障害者又は」を「身体障害者等若しくは」に、「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下この項及び次項において同じ。）を提示する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、特定小型原動機付自転車に対して課する種別割の減免を受けようとする場合には、運転免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示し、及び申請書に第5号に掲げる事項を記載することを要しない。

第73条第2項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第20条第1項各号列記以外の部分中「規定する特定業務施設」の次に「及び同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるもの」を加え、「特別償却設備」を「地方活力向上地域特別償却設備」に、「当該特別償却設備」を「当該地方活力向上地域特別償却設備」に改め、同条第2項中「特別償却設備」を「地方活力向上地域特別償却設備」に改める。

附則第20条の2第1項中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に、「起算して5年内」を「令和10年3月31日まで」に改める。

附則第25条の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第25条の2 令和8年4月1日以後に第75条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第75条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第76条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第77条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第75条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるも

のとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第76条の2の規定により製造た

ばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

- (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
- (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第76条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

(大分市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大分市税条例の一部を改正する条例(令和6年大分市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第27条の改正規定を次のように改める。

第27条第1項各号列記以外の部分中「若しくは金銭」を削り、同項第3号中「第78条第3項に規定する特定公益信託」を「第78条第2項第4号に掲げる寄附金のうち、同法第11条第2項に規定する公益信託」に、「大分県知事又は大分県教育委員会の所管に属する」を「行政庁が大分県知事である」に、「金銭」を「もの」に改め、同項第5号中「又は金銭」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中大分市税条例第22条、第30条第1項ただし書、第31条の2第1項第3号及び第31条の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日
- (2) 第1条中大分市税条例附則第25条の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第1条中大分市税条例第7条及び第10条の改正規定並びに次条の規定

地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第

１２号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第２条 第１条の規定による改正後の大分市税条例（以下「新条例」という。）

第７条の規定は、前条第３号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第３条 新条例第２２条及び第３０条第１項ただし書の規定は、令和８年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和７年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２ 令和８年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第３０条第１項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３１条の２第１項第３号及び第３１条の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５０,０００円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

３ 新条例第３１条の２第１項の規定は、附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日（以下「１号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第３０条第１項ただし書に規定する給与について提出する新条例第３１条の２第１項及び第３項の規定による申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべき第１条の規定による改正前の大分市税条例（以下「旧条例」という。）第３０条第１項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第３１条の２第１項及び第３項の規定による申告書については、なお従前の例による。

４ 新条例第３１条の３第１項の規定は、１号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的

年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第31条の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第31条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第73条第1項第1号の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 新条例附則第20条の規定は、令和6年4月19日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

2 新条例附則第20条の2の規定は、この条例の施行の日前に対象施設を設置した承認地域経済牽引事業者に対しても適用する。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第25条の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、大分市税条例第75条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第77条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第25条の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 大分市税条例第77条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第25条の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同

じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第25条の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

#### 提案理由

地方税法の一部改正等に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 78 号

大分市障害者自立支援協議会条例の一部改正について

大分市障害者自立支援協議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月9日 提出

大分市長 足立 信也

大分市障害者自立支援協議会条例の一部を改正する条例

大分市障害者自立支援協議会条例（平成24年大分市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、規定の整備をいたしたく本案を提出する。

議第 79 号

大分いこいの道広場条例の一部改正について

大分いこいの道広場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月9日 提出

大分市長 足立 信也

大分いこいの道広場条例の一部を改正する条例

大分いこいの道広場条例（平成26年大分市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「第2項」を「第3項の許可及び第5条第1項又は第2項」に改め、同条第1号中「き損し」を「毀損し」に改め、同条中第11号を第14号とし、第10号の次に次の3号を加える。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのある行為をすること。
- (2) 商品、店舗等の紹介若しくは勧誘をし、又はこれらに関するちらし、物品等を配布すること。
- (3) 演説、集会その他個人及び特定の団体の主義及び主張を訴える行為をすること。

第4条第1項第3号中「興業」を「興行」に改め、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の許可は、市長が定める区画を単位として行うものとする。

第5条を次のように改める。

（占用の許可）

第5条 次に掲げる物件又は施設を設けるために継続して広場の一部を占用し

ようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- (1) 電線、通信線その他これらに類する物件
- (2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- (3) 工事用の足場、防護柵その他これらに類する施設
- (4) 看板その他これらに類する物件
- (5) その他市長が特に必要と認めるもの

2 前項の許可を受けた者（以下「占有者」という。）は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、前2項の許可（以下「占有の許可」という。）を与える場合において管理上必要があると認めるときは、当該占有の許可に係る占有について条件を付することができる。

第13条を第14条とする。

第12条中「使用者」を「使用者等」に、「き損し」を「毀損し」に改め、同条に次の1項を加える。

2 使用者等は、行為等の許可に係る行為等により市又は第三者に損害を与えたときは、直ちに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第12条を第13条とする。

第11条第1項各号列記以外の部分中「行為」を「行為等」に改め、「退去」の次に「若しくは物件若しくは施設の撤去」を加え、「使用者」を「使用者等」に改め、同項第2号中「第4条第3項」を「第4条第4項又は第5条第3項」に改め、同条第2項中「行為」を「行為等」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「使用者」を「使用者等」に、「行為の」を「行為等の」に、「係る行為」を「係る行為等」に、「当該行為」を「当該行為等」に改め、同条を第11条とする。

第9条の見出し中「行為」を「行為等」に改め、同条各号列記以外の部分中「許可」の次に「及び占有の許可（以下「行為等の許可」という。）」を加え、

同条第1号中「当該行為」の次に「又は占用（以下「行為等」という。）」を加え、同条第3号中「き損し」を「毀損し」に改め、同条第6号中「管理上」を「広場の管理上」に改め、同条を第10条とする。

第8条の見出し中「使用权」を「権利」に改め、同条中「使用者」を「使用者等」に改め、「行為の」を削り、同条を第9条とする。

第7条（見出しを含む。）中「使用料」を「使用料等」に改め、同条を第8条とする。

第6条（見出しを含む。）中「使用料」を「使用料等」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（使用料等）

第6条 使用者及び占用者（以下「使用者等」という。）は、別表に定める使用料又は占用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料及び占用料（以下「使用料等」という。）は、許可の際に納付しなければならない。ただし、占用料において、占用の期間が1年を超えるときは、その初年度分については許可の際に、次年度以降の分については当該年度分をその年度の5月末日（その日が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、これらの日の翌日）までに納付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、同項の規定による使用料等の納付の時期を変更することができる。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

使用料	許可単 位区画	利用区分	使用時間			
			午前	午後	夜間	全日
			9:00~ 13:00	13:00~ 17:00	17:00~ 20:00	9:00~ 20:00
広場A	一般利用		21,000円	21,000円	15,750円	57,750円
	商業利用		38,240円	38,240円	28,680円	105,160円

広場B	一般利用	8,400円	8,400円	6,300円	23,100円
	商業利用	15,280円	15,280円	11,460円	42,020円
広場C	一般利用	16,800円	16,800円	12,600円	46,200円
	商業利用	30,600円	30,600円	22,950円	84,150円
附属設備等		規則で定める額			
占用料	大分市道占用料条例（昭和40年大分市条例第20号）に規定する占用料の例による。				

## 備考

- 1 許可単位区画とは、第4条第2項の規定により市長が定める区画をいい、行為の許可は、許可単位区画ごとにこれを行う。
- 2 利用区分のうち、商業利用とは許可に係る行為において収入を伴うものをいい、一般利用とは商業利用以外の行為をいう。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

### （経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

## 提案理由

大分いこいの道広場の使用料の額を改定するとともに、占用の許可に係る規定を定めたく本案を提出する。

議第 80 号

大分市医療扶助審議会条例の廃止について

大分市医療扶助審議会条例を廃止する条例を次のように定める。

令和7年6月9日 提出

大分市長 足立 信也

大分市医療扶助審議会条例を廃止する条例

大分市医療扶助審議会条例（平成8年大分市条例第31号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償に関する条例（昭和40年大分市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

医療扶助審議会委員		// 10,400円	//
障害支援区分 判定審査会委員	会長、副会長、 委員長及び副 委員長	// 18,000円	//
	委員	// 15,000円	//

」を

「

障害支援区分 判定審査会委 員	会長、副会長、 委員長及び副 委員長	// 18,000円	//
	委員	// 15,000円	//

」に

改める。

#### 提案理由

大分市医療扶助審議会を廃止いたしたく本案を提出する。

議第 81 号

市有財産の処分について

次のように市有財産を処分することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大分市条例第26号）第3条の規定により議決を求める。

令和7年6月9日 提出

大分市長 足立 信也

- |          |  |
|----------|--|
| 1 名 称    | 令和7年度大分市葬斎場及び佐賀関火葬場残骨灰                               |
| 2 売却価額   | キログラム当たり 4,752円<br>予定数量 12,280キログラム                  |
| 3 処分の方法  | 一般競争入札による売却  |
| 4 処分の相手方 | 福岡県太宰府市大字北谷713番地1<br>横浜金属商事株式会社 福岡事業所<br>取締役 長谷川 駿 義 |

提案理由

令和7年度大分市葬斎場及び佐賀関火葬場残骨灰を処分いたしたく本案を提出する。

議第 82 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和7年6月9日 提 出

大分市長 足 立 信 也

- 1 契約の目的 大分市立荏隈小学校屋内運動場長寿命化改修工事
- 2 工事の概要 長寿命化改修工事  
鉄骨一部鉄筋コンクリート平家建  
延面積 886平方メートル  
増築工事  
プレハブ平家建  
延面積 8.9平方メートル
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 238,477,800円
- 5 工 期 着工 本契約成立後契約担当者の指定する日  
完成 令和8年2月27日
- 6 契約の相手方 大分市城崎町一丁目3番28号  
豊國建設株式会社  
代表取締役 池 邊 紘一郎

提案理由

大分市立荏隈小学校屋内運動場長寿命化改修工事について請負契約を締結いたしたく本案を提出する。

議第 83 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和7年6月9日 提出

大分市長 足立 信也

- 1 契約の目的 大分市立別保小学校屋内運動場長寿命化改修工事
- 2 工事の概要 長寿命化改修工事  
鉄骨一部鉄筋コンクリート平家建  
延面積 886平方メートル
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 218,932,032円
- 5 工 期 着工 本契約成立後契約担当者の指定する日  
完成 令和8年2月27日
- 6 契約の相手方 大分市大字中戸次4463番地の1  
ANA I 株式会社  
代表取締役 穴 井 繁 敏

提案理由

大分市立別保小学校屋内運動場長寿命化改修工事について請負契約を締結いたしたく本案を提出する。

議第 84 号

市道路線の認定について

市道路線を次のように認定する。

令和7年6月9日 提出

大分市長 足立 信也

認定する市道路線

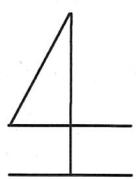
図面 番号	路線名	起点	終点
	細23号線	大字細	大字細
1	寒田10号線	大字寒田	大字寒田
2	寒田11号線	大字寒田	大字寒田
3	寒田12号線	大字寒田	大字寒田
	葛木8号線	大字葛木	大字葛木
	城原20号線	大字城原	大字城原
	南7号線	大字南	大字南

## 提案理由

市道路線を認定いたしたく道路法第8条第2項の規定により本案を提出する。

# 市道細 2 3 号線認定図

N



○=起点  
△=終点

本田川

細

国道197号

認定路線

市道細3号線

市道細2号線

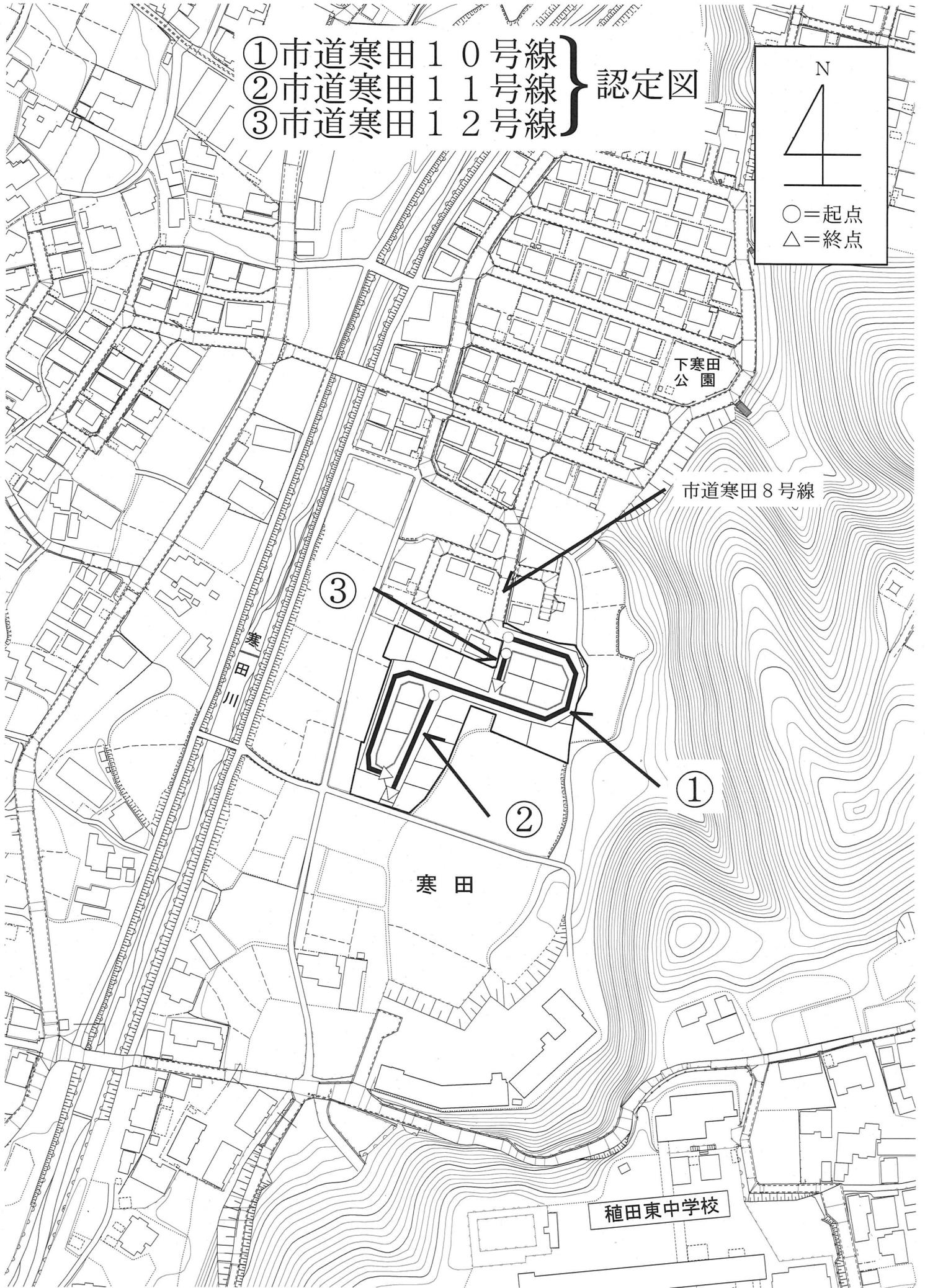
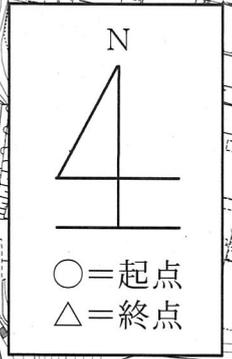
細ふれあい公園

JR日豊本線

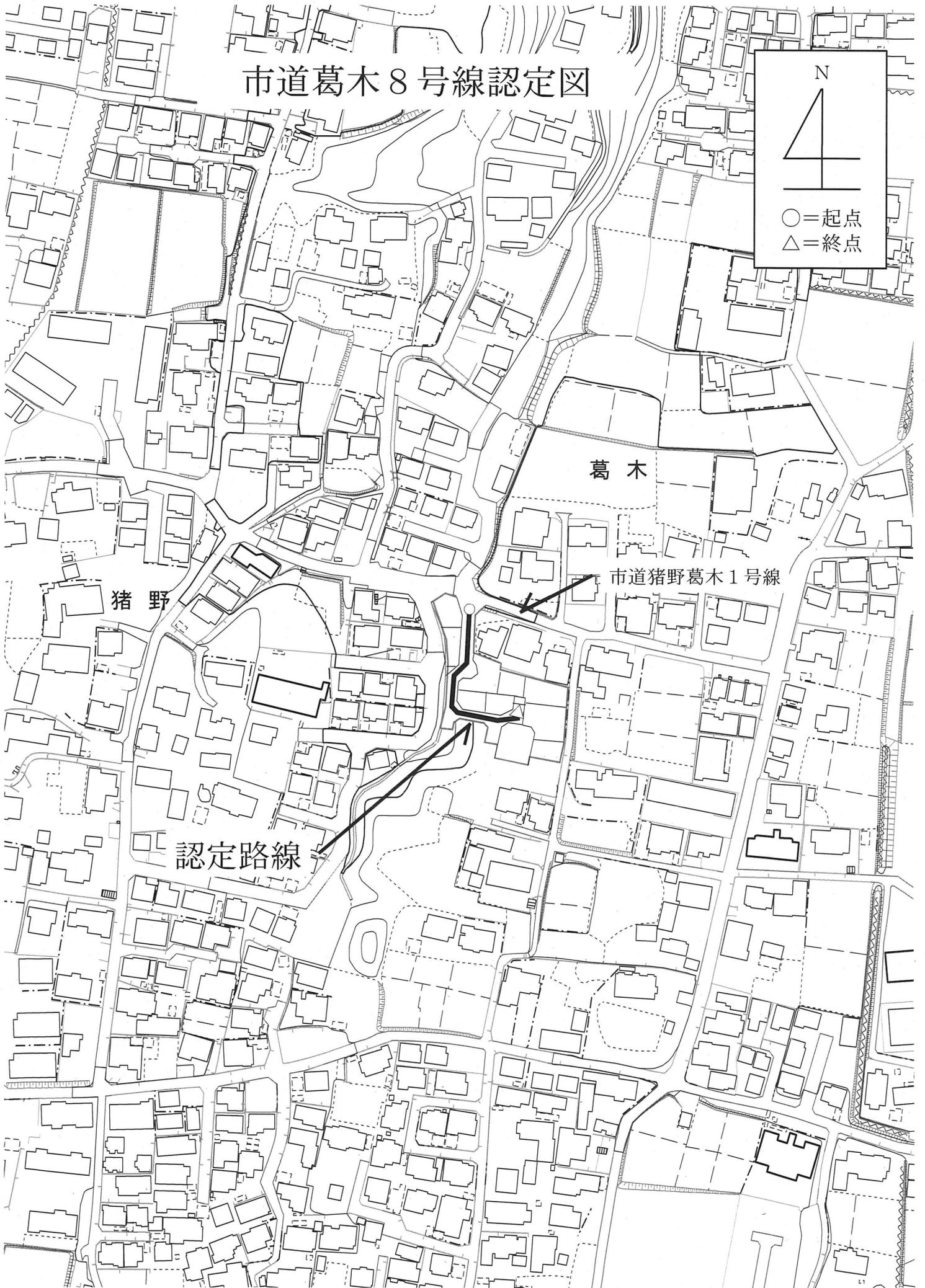
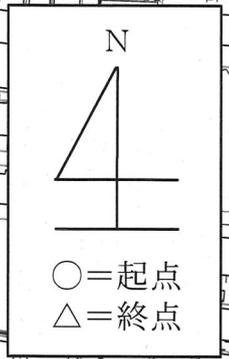
国道197号



- ①市道寒田10号線
  - ②市道寒田11号線
  - ③市道寒田12号線
- }
- 認定図



# 市道葛木8号線認定図



# 市道城原20号線認定図



竹下二丁目

JR日豊本線

市道風海ヶ丘ニュータウン団地1号線

竹下

風海ヶ丘  
なかよし  
公園

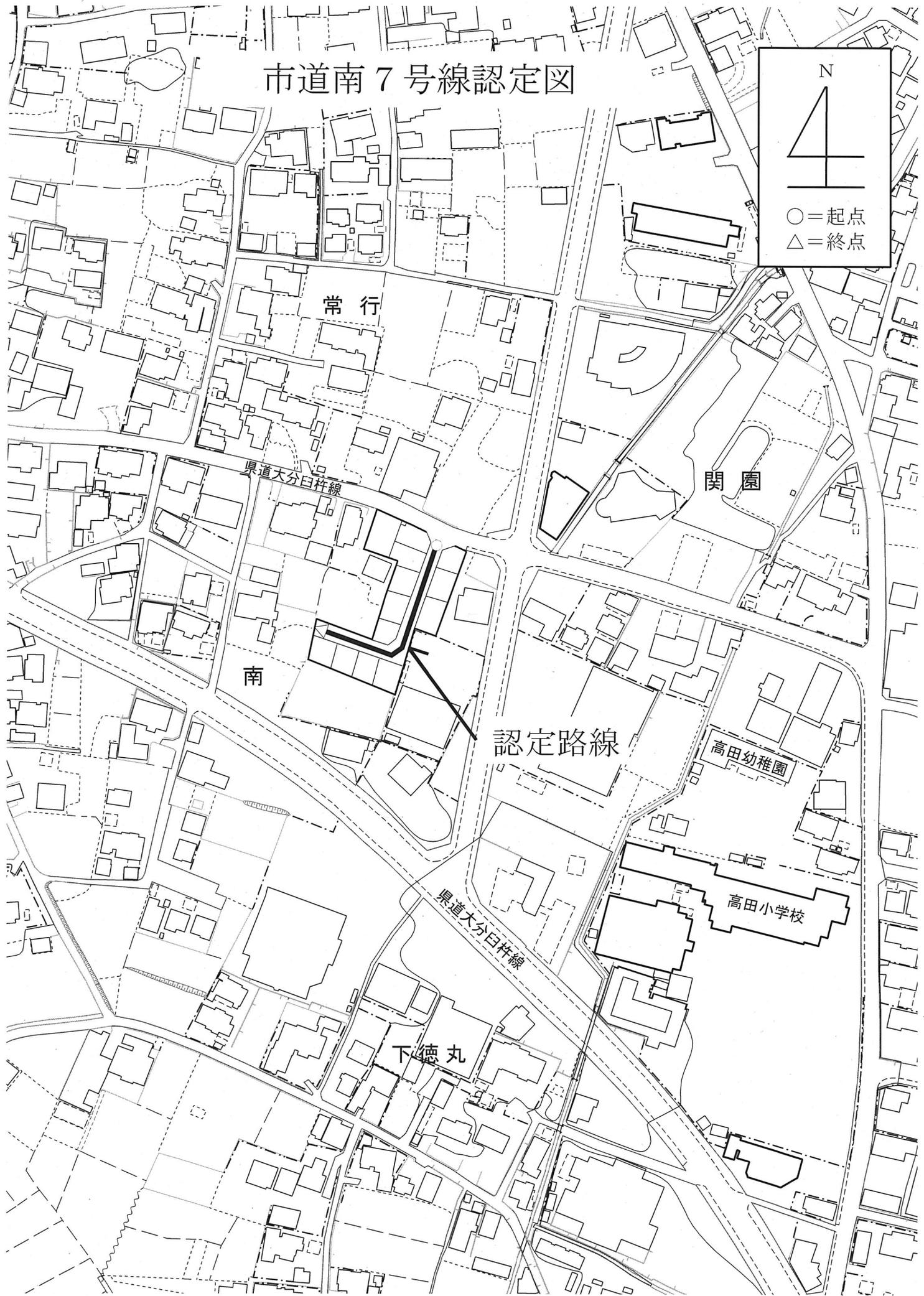
認定路線

城原

国道197号



# 市道南7号線認定図



報第 9 号

専決処分した事件の承認について

大分市税条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき令和7年3月31日をもって次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年6月9日 提出

大分市長 足立 信也

大分市税条例の一部を改正する条例

大分市税条例（昭和38年大分市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第67条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第72条の2第2項第5号中「定格出力」の次に「（第67条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

附則第14条の2第16項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第14条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項を同条第14項とし、同条第12項の次に次の1項を加える。

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合にお

いても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第19条の4中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

### （軽自動車税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の大分市税条例（以下「新条例」という。）第67条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

### （固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

### （都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報第 10 号

専決処分した事件の承認について

大分市国民健康保険税条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき令和7年3月31日をもって次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年6月9日 提出

大分市長 足立 信也

大分市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大分市国民健康保険税条例（昭和38年大分市条例第120号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「650,000円」を「660,000円」に改め、同条第3項ただし書中「240,000円」を「260,000円」に改める。

第24条第1項各号列記以外の部分中「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に改め、同項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「560,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大分市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。